

札幌市公共交通協議会路線バス部会設置規程

(令和5年7月20日制定)

最近改正 令和6年11月14日

(目的)

第1条 この規程は、札幌市公共交通協議会設置要綱（以下「協議会要綱」という。）に基づく地域公共交通計画作成及び変更を含む地域公共交通の活性化及び再生を推進するために必要な事項等に関する専門的な検討等を行うため、札幌市公共交通協議会設置要綱（以下「協議会要綱」という。）第8条第1項の規定に基づき、札幌市公共交通協議会（以下「協議会」という。）の部会として設置する組織及びその運営に関し、協議会要綱及び関係規程に定めるものの他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 本規程による部会は、次条の事項の検討等を行うため設置することとし、名称は路線バス部会（以下「バス部会」という。）とする。

(付託事項)

第3条 バス部会は、路線バスに関する事項について検討等を行うものとする。

(協議会への報告)

第4条 前条の規定による検討等の結果は、協議会へ報告するものとする。

(部会長)

第5条 バス部会の部会長は、協議会の会長が指名する委員（臨時委員を含む。以下同じ。）をもって充てる。

2 部会長は、バス部会を代表し、会務を掌握する。

3 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 バス部会の会議は、協議会要綱第7条の規定に準じ、運営を行うものとする。

2 バス部会の会議は、公開しない。ただし、バス部会が認めた場合は、公開することができる。

(庶務)

第7条 バス部会の庶務は、札幌市まちづくり政策局において行う。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、バス部会の運営に関して必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この規程は、令和5年7月20日から施行する。

附 則 (令和6年11月14日一部改正)

この規程は、令和6年11月14日から施行する。